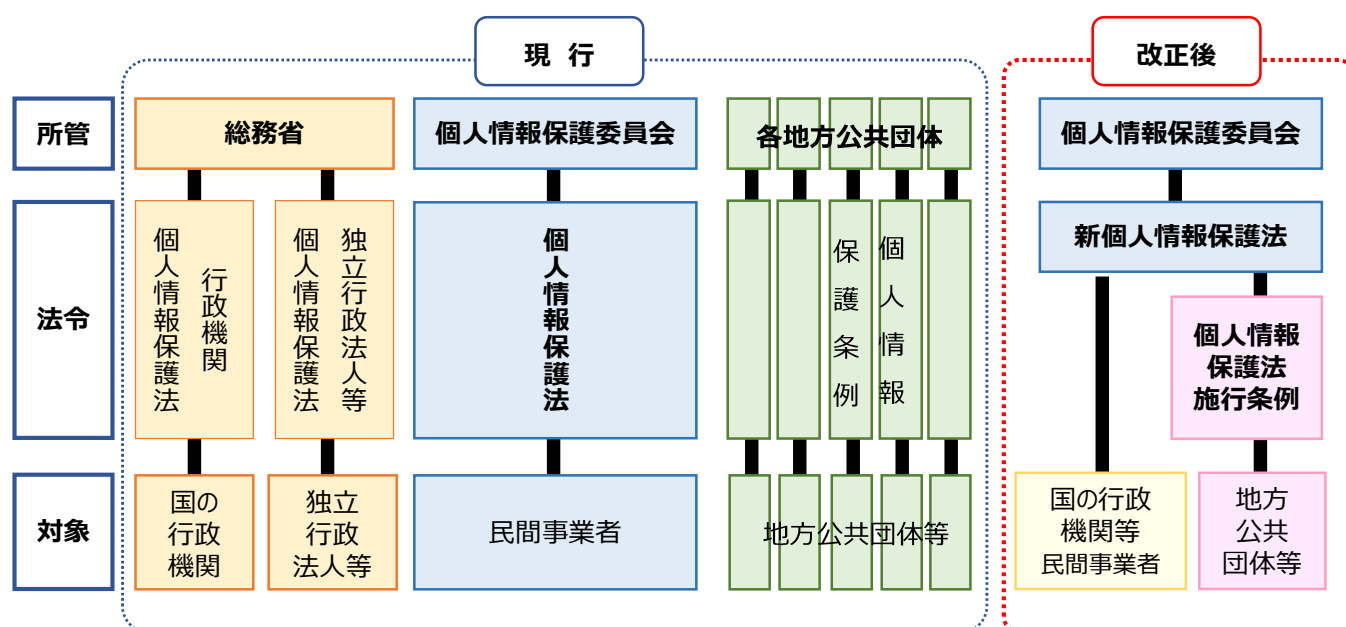


和光市個人情報保護法施行条例骨子（案）について【概要版】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条により、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）が令和3年に改正されました。この法改正に伴い、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体についてそれぞれ分かれていた規律が法に統合され、法に基づく全国共通ルールが適用されます。また、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化し、規律についても、解釈運用・監視監督を委員会が一元的に担う仕組みとなります。

令和5年4月からは、当市も法が直接適用されますが、条例に委任された事項や条例で定めることが許容される事項について、法の施行条例を定める必要があるため、現行の和光市個人情報保護条例を廃止した上で、「和光市個人情報保護法施行条例（以下「施行条例」という。）を制定します。

今後は、国のガイドライン等に基づき制度を運用することになりますが、市に裁量がある事項については、現在の市の個人情報保護制度の運用を維持する方針で、個人情報の適正な取り扱いをしてまいります。



1 施行条例に定める事項

開示請求における手数料

- ◆ 開示請求における手数料は、従来どおり「**無料**」です。
- ◆ 従来どおり、実費（写しの交付に係るコピー代）のみを申し受けます。

開示決定等の期限

- ◆ 開示請求があった日から**14日以内**とします。
- ◆ 事務処理上の困難等の場合、期間を**30日以内**に限り延長することができます。

※法では、開示請求があった日から30日以内、事務処理上の困難な場合、30日以内に限り延長することができますとしていますが、地方公共団体が条例で定めることにより、開示決定等の期限を法の規定より短い期間にすることができます。

審議会等への諮問

- ◆ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要がある場合の審議会等への諮問は、新たな審議会等合議制の機関の在り方を見直し、諮問します。

2 施行条例に定めない事項

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

- ◆ 制度の導入を見送るため、条例に定めません。

※個人情報を復元できないよう加工した「行政機関等匿名加工情報」の作成ができることとなりますが、政令指定都市を除く市町村については、当分の間、実施は任意とされており、現時点での導入を見送るため、手数料は定めません。

条例要配慮個人情報

- ◆ 「要配慮個人情報」の定義が現行条例と法で同様であるため、条例要配慮個人情報については条例で定めません。

※地域の特性等の事情に応じ、特に配慮を要するものについて「条例要配慮個人情報」を定めることができるとされています。

※要配慮個人情報：本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等、取扱いに特に配慮を要する個人情報。

個人情報ファイル簿の新設（個人情報登録簿の廃止）

- ◆ 法で定められた「個人情報ファイル簿」を新たに作成・公表します。

※個人情報ファイル簿：1,000人以上の個人情報が記録される個人情報ファイル。

※個人情報ファイル簿を作成することに伴い、現在、同様の役割のある「個人情報取扱事務登録簿」は廃止します。

3 その他必要に応じ定める事項

開示等請求における不開示情報の範囲について（情報公開条例との整合性）

- ◆ 情報公開条例に定める不開示情報と法に定める不開示情報については、現状、差異はないものと認識していますが、より精査し、必要に応じ対応をします。

4 今後のスケジュール

和光市個人情報保護法施行条例の骨子(案)を決定するあたり、和光市個人情報保護審議会へ諮問し、答申をいただきました。今後は、パブリック・コメントの結果等を踏まえ、12月議会に上程し、審議・議決を経て制定されます。施行日は令和5年4月1日を予定しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
国	ガイドライン公表												改正法施行
市			審議会①（諮問）	議会への報告	審議会②（答申）	パブコメ			議会上程		職員周知	市民周知	条例施行
						条例案作成							